

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/
京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

区役所などの法律相談で一番多いのが、離婚問題です。まだ結婚して間がない20歳代の人からもう80歳になろうかという人まで離婚相談に来られる方は様々です。

そこで、今回から数回にわたり、ごく身近な法律問題として離婚問題全般について考えてみましょう。

平成20年11月

弁護士 政次 秀夫

事務員 川端広美・井上はるみ

離婚問題 ①

(問1) 離婚するにはどのような方法がありますか。

(答え) ①夫婦が同意して離婚届に署名し、戸籍係に届け出る方法(協議離婚)、②夫婦の一方あるいは双方が家庭裁判所に調停を申し立てて、調停の場で離婚の合意をする方法(調停離婚)、③調停でまとまらず、家庭裁判所が離婚の審判をする方法(審判離婚)④家庭裁判所の判決で離婚が命じられる方法(判決離婚)、⑤判決手続の途中で当事者が和解して合意で離婚する方法(和解離婚)があります。

一般的には、当事者間の話し合いでまとまらなければ、離婚調停を申し立てることになります。そして、調停でもまとまらなければ、離婚訴訟を提起するという流れになります。

(問2) 離婚調停や離婚訴訟はどこの裁判所に申立てをすればよいのですか。

(答え) まず、調停は、相手方住所地を管轄する家庭裁判所または当事者が合意で定めた家庭裁判所に申立てをします(家事審判規則129条1項)。離婚裁判は原則として、原告または被告のどちらかの住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします(人事訴訟法4条1項)。

(問3) 離婚の調停や裁判にかかる費用はどのくらいですか。

(答え) 調停の場合、申立書に貼付する印紙は1200円、納付する切手代は800円程度です。離婚訴訟を提起する場合、訴訟費用は主として請求する慰謝料の額によって変わってきます。

(右上へ)

例えば、離婚と500万円の慰謝料を請求する場合は、3万円の印紙代が必要となります。その他、数千円の切手を納付する必要があります。

さらに、事件を弁護士に依頼した場合は、弁護士費用が別途必要になってきます。まず、着手金として30万円から50万円程度、事件終了時の報酬金として着手金と同額程度(但し、慰謝料や財産分与など金銭給付を得たときは、その1割程度を加算)というのが一般的な弁護士費用ではないかと思われます(弁護士費用は法律事務所ごとに異なるため、事前に確認する必要があります)。調停であれば弁護士を付けずに本人だけでも十分やれますが、訴訟になれば弁護士に依頼するのがよいのではないのでしょうか。いずれにしろ、弁護士の相談を受けることをお勧めします。

(問4) 離婚調停とはどのような手続ですか。

(答え) 家事の調停を行う機関を調停委員会といい、裁判官一人と調停委員男女一人ずつの合計三人で構成されます。親権などが争点になるときは、調査官による調査が行われることがあり、調査官も一緒に調停に出席します。

一般的には、申立人と相手方が交代で調停室に入り、調停委員と話をするという方法で行われます(別席調停)。それぞれの言い分を調停委員に話し、調停委員から助言や指導を受けながら解決点を探る手続です。あくまでも話し合いによる解決なので、当事者の合意がまとまらなければ調停は不成立となります。調停が成立すれば、合意内容は調停調書に記載され、判決と同様の強制執行力を持ちます。一方の当事者が調停調書謄本を役所に持参すれば戸籍上の離婚の手続もできるし、取り決めた養育費の支払いがなされないときは給与債権の差押えなどの強制執行ができます。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

(広告⑨)